

あけまして
おめでとう
ございます



W
Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 13日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワンポイント 税制改正の流れ

税制は経済社会の変化に対応するため毎年見直されます。その流れは、与党が年末にまとめる与党税制改正大綱を踏まえた税制改正の大綱が閣議に提出され、閣議決定すると財務省・総務省作成の改正法案が国会に提出されます。国会審議を経て法案が可決・成立すると改正法に定められた日から施行されます。

1月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税**／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税**／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税**／12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- 国 税**／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税**／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税**／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合)
1月31日
- 地方税**／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税**／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務**／労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

適用忘れに要注意 中小企業投資促進税制

法人が特定の減価償却資産を取得して事業の用に供した場合、中小企業の生産力向上など特定の政策目的の実現のため、通常償却費のほかに特別償却額の

損金算入又は税額控除の適用が認められています。

中小企業を対象とするものとして、「中小企業投資促進税制」、「中小企業経営強化税制」、「中小企業防災・減災投資促進税制」などがあり、また、広く青色申告法人を対象とするものとして、「デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制」や「カーボンニュートラル投資促進税制」などがあります。これらは特別償却額の損金算入と税額控除の選択適用が認められており、高い節税効果を有しています。

これらの制度のうち、今回は比較的、適用しやすい中小企業投資促進税制（以下「投資促進税制」）について、その要件の詳細をみていきます。

1 特別償却と税額控除

特別償却とは、通常計算される普通償却額に加えて、減価償却資産の取得価額の一定割合を特別償却額として損金算入が認められる制度です。

一方、税額控除とは、法人税の課税所得金額に法人税率を乗

じて算出された法人税額から、控除対象税額を直接差し引くものです。

2 投資促進税制とは？

中小企業者等が令和7年3月31日までの間に特定の機械等を取得して事業の用に供した場合、その資産について特別償却の適用が認められています。また、「特定中小企業者等」は、特別償却に代えて税額控除を適用することができます。この中小企業者等の範囲は「表1」とおりです。

なお、本税制の適用対象からは次の事業が除外されています。

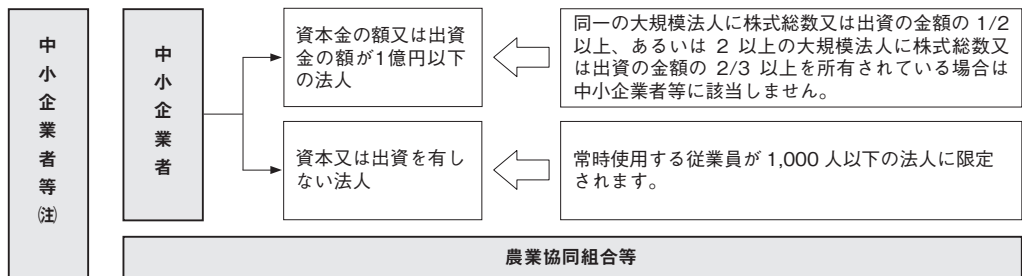
- ・ 生活衛生同業組合の組合員以外が行う料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブその他これらに類する事業
- ・ 映画業以外の娯楽業

3 適用対象資産

投資促進税制の適用対象資産（特定機械装置等）は「表2」とおりです。

いずれも事業の用に供したことがない資産に限定され、中古資産は適用対象となりません。

表1 中小企業者等の範囲



(注)1 その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の平均所得金額が15億円を超える法人は除きます。

2 資本金3,000万円以下の法人及び農業協同組合等もしくは商店街振興組合が「特定中小企業者等」とされます。

表2 中小企業投資促進税制の対象資産

対象資産	金額
①機械装置	単価 160 万円以上
②測定工具 検査工具	単価 120 万円以上 又は 単価 30 万円以上で期中の取得価額合計 120 万円以上
③ソフトウェア	単価 70 万円以上 又は 期中の取得価額合計 70 万円以上
④車両船舶	金額制限なし
⑤建物附属設備	対象外

式中の「基準取得価額」は機

普通償却限度額＋特別償却限度額（特定機械装置等の基準取得価額×30％）

(1) 償却限度額は次の計算式により算出します。

4 償却限度額・税額控除限度額と繰越税額控除

械装置などの取得価額をいいますが、取得資産が内航船舶の場合は、取得価額の75％相当額とされています。

(2) 税額控除限度額は次の計算式により算出します。

特定機械装置等の基準取得価額×7％

ただし、控除額はその事業年度の調整前法人税額の20％相当額が限度となります。

(3) 繰越税額控除

(2)の税額控除において、その事業年度で控除しきれない税額があった場合、その翌事業年度に限り繰越控除することができ

ます。ただし、繰越控除をする事業年度の調整前法人税額の20％相当額が限度となります。

5 中小企業経営強化税制との比較

(1) 制度の概要

中小企業者等が、製造後使用されたことがない資産を取得した場合に、投資促進税制と同

様、特別償却と税額控除を適用できる制度として中小企業経営強化税制（以下「経営強化税制」）があります。

経営強化税制は、設備等の取得前にその設備の類型に応じた中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を所管大臣から受ける必要があります。

経営強化税制は即時償却が認められており、投資促進税制の償却限度額（4(1)）より有利な適用が可能です。また、税額控除限度額についても、適用対象法人が資本金3千万円以下の場合、取得した設備等の取得価額の10％（投資促進税制は7％・4(2)）が限度となります。

(2) 適用に当たっての注意点
投資促進税制は確定申告書に必要事項を記載し、提出するだけで適用することができ、経営強化税制は前述のとおり、設備等の取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要があるため、適用には一定の労力と時間が必要になります。

(3) 両制度の使い分け
適用対象となる設備等について

て、例えば、取得価額160万円以上の機械装置や単価70万円以上のソフトウェアを導入した場合は、投資促進税制と経営強化税制の選択適用となります。各種自動化設備や生産管理システムを導入するなど、複数の設備投資を同時に行った場合、それぞれの投資ごとに両制度を使い分けることも可能です。ただし、その場合でも税額控除限度額は、その事業年度の調整前法人税額の20％相当額となります。

6 まとめ

投資促進税制・経営強化税制とも適用期限は令和7年3月末とされています。対象となる設備等を購入した場合に適用漏れや期限経過がないよう留意するとともに、今後の税制改正で、本税制の適用期限が延長されるかにも着目し、自社の設備投資計画を立てる必要があります。

【参考資料】
国税庁
タックサー
No5433



新年のご挨拶

新しい年、令和7年が始まりました。

昨年、大幅に拡充された賃上げ促進税制においては、教育訓練費を増加させる企業への上乗せ措置の要件が緩和されました。また、子育て支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置も新たに創設されました。人材の採用が困難な状況が続く中、既存従業員に対する人材育成の重要性が増すとともに、働きやすく魅力的な企業づくりが求められています。これら税制上の支援措置を活用することも、採用難を乗り切るための有効な方法の1つとなるでしょう。

労務に関しましては、本年1月1日より労働安全衛生手続きの一部について電子申請が義務化されました。対象となるのは報告数の多い8手続きで、これに伴い報告内容が改正されたものもあります。適正な対応が求められるため、準備を整えることが必要です。

また、書面による取引条件の明示などを義務付ける「フリーランス新法」も始まっています。フリーランスに業務委託を行う企業におかれましては、取引の適正化に向けた対応が求められます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

KEY WORD 個人が被災地に 義援金を支払った場合

災害により被害を受けられた方を支援するために、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、個人の場合は「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。この義援金は、地方公共団体に対する寄附金として原則、ふるさと納税に該当します。

日本赤十字社等が被災者への支援を目的として専用口座を設けて義援金を募集している場合に、その義援金が最終的に地方公共団体に対して拠出されるものであるときも同様です。ただし、この場合「ワンストップ特例制度」は利用できません。

寄附したことを証する書類として、災害対策本部が発行する受領証、義援金の受付専用口座に銀行振込等で支払った場合の振込票控え（この場合、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる団体のホームページ等の資料）が必要です。

事業用の建物の売却 と消費税

自宅などの生活用の建物の売却は、課税事業者であっても消費税は課税されませんが、課税事業者が、賃貸アパートや店舗などの事業用の建物を売却した場合、事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡となりますので消費税が課税されます。一方で、免税事業者が、これら事業用の建物を売却しても、金

額に関係なく消費税の納税義務はありません。

しかし、免税事業者が事業用の建物を売却し、その年の課税売上高が1000万円を超えた場合には、翌々年には課税事業者となるので、翌々年に課税売上があった場合には、消費税が課税されることになります。なお、事業用の建物を家事用に転用した場合は、他の人に譲渡したものとして消費税の計算をする必要があります。